

あなたとあなたのご家族にとって
大切な制度のご案内です
必ず内容をご確認ください

長期遺家族サポート制度「あんしん」

本制度の特長

● 手ごろな掛金で充実した保障

相互扶助のしくみで運営されており、掛金がお手ごろです。

● 毎年見直しができ、手続きが簡単

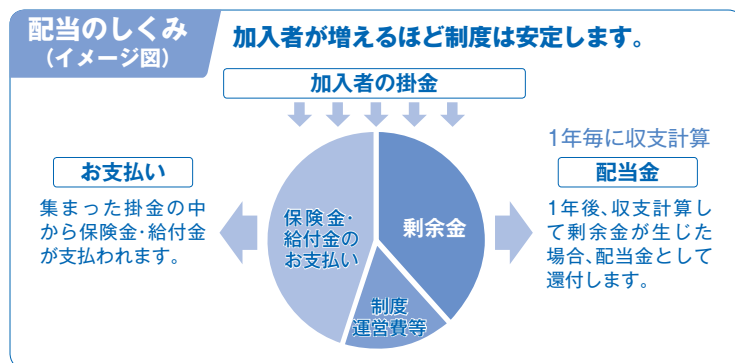
ライフスタイルの変化に応じた必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

● 請求の手続きが安心・迅速

ご請求の際は、佐賀県高等学校教職員組合が窓口となり、お手続きをしっかりサポートします。

● 配当金で実質負担を軽減

年に1回、収支計算を行い、剰余金は配当金として還付します。



【注意喚起情報】・【契約概要】はP3～6に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

申込締切日

2021年7月9日(金)

責任開始期
(加入日)

2021年10月1日(金)

【契約者】 佐賀県高等学校教職員組合

①はじめに

人によって、ライフステージによって、必要な保障内容や保障額は異なります。

家族構成や年齢によって、必要な保障内容や保障額は異なります。
また、一度準備した保障も、ライフステージに応じて見直しが必要です。
本制度では、様々なケースで必要になる保障を準備するため、目的別に商品をご用意いたしました。
1年毎ご案内いたしますので、その時の変化にあわせて保障内容の変更も可能です。
まずは下記に各商品の概要と特長をご案内いたします。是非ご確認ください。(商品の具体的な保障内容は、各商品のページをご覧ください。)

商品の名称		商品の特長
死亡 高度障害	あんしん 年金払特約付障害特約付子ども特約付新・団体定期保険【生命保険】	◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎保険金を一時金または年金で受け取ることができます。 ◎配当金があります。(1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
入院 手術	新・医療プラン 基本型 新・災害入院特約、疾病入院特約(2001)付代理請求特約[Y]付 集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】	◎病気や不慮の事故を原因とした継続して5日以上入院、 所定の手術などを保障します。 ◎三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による 入院は、支払日数無制限です。
入院	新・医療プラン 追加給付型 短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】	◎病気やケガによる入院を保障します。 ◎配当金があります。(1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
傷 害	ケガ入通院プラン 普通傷害保険【損害保険】	◎急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
長期休職	長期療養収入補償制度 精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】	◎病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。 ◎入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。

【その他ご加入にあたっての注意事項】

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

◎マークについて 本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。

! 保険金や給付金をお支払いできないことがあります。特にご注意ください。 P.5 表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認ください。



安心して暮らしていく
ために家族そろって
保障を充実

- 自分に万が一のとき、妻の生活費や住居費、
子どもの教育費など、大きな資金が必要になる
ことを考えて、充実した保障を確保。



母親のことも考えて
保障を確保

- いまは保険より貯蓄に重点をおきたい。
●ただし、自分に万が一のときに母親にのこせる
保障を、と考えた。

ご加入いただける方		
☺ 本人	☺ 配偶者	☺ 子ども
佐賀県高等学校教職員組合員で、17歳6カ月を超え64歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	17歳6カ月を超え64歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★}
[年齢は2021年10月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
佐賀県高等学校教職員組合員で、17歳6カ月を超え64歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	17歳6カ月を超え64歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
※「あんしん」への加入が必要です。		
[年齢は2021年10月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
佐賀県高等学校教職員組合員で、17歳6カ月を超え64歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	17歳6カ月を超え64歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	22歳6カ月までの方 ^{注☆}
※「あんしん」への加入が必要です。		
[年齢は2021年10月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
佐賀県高等学校教職員組合員で、18歳以上59歳以下の方 ^{注●}	18歳以上59歳以下の方 ^{注●}	0歳以上22歳以下の方 ^{注★・注●}
※「あんしん」への加入が必要です。		
[年齢は2021年10月1日現在の満年齢です。]		
佐賀県高等学校教職員組合員で、15歳以上64歳以下の方	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
※「あんしん」への加入が必要です。		
[年齢は2021年10月1日現在の満年齢です。]		



ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。

申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。 P.4

◎見出しについて

本パンフレットは全ページを通して、右部にコンテンツマップをご用意しています。
制度の全体像やご覧になられている項目の確認などにご利用ください。

はじめに

本制度の特長と本パンフレットについての説明

注意喚起情報・契約概要

重要です
必ずお読みください

あんしん

ポイントと、保障内容の説明

新・医療プラン 基本型

ポイントと、保障内容の説明

新・医療プラン 追加給付型

ポイントと、保障内容の説明

ケガ入通院プラン

ポイントと、保障内容の説明

長期療養収入補償制度

ポイントと、保障内容の説明

ご注意いただきたいこと

お申し込みの際に、充分にご確認
いただきたい内容について

退職後の取扱い

② 注意喚起情報・契約概要

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について



保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

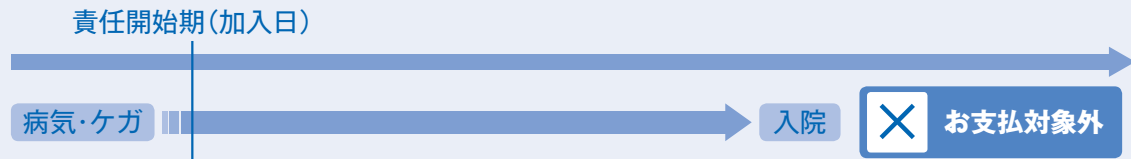
約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・ 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.21**

補償の重複について (損害保険)

既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.26

2 告知内容について



- ◎ 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- ◎ 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎ 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細につきましては「はじめに」P.1をご参照ください。

【あんしん・新・医療プラン 追加給付型・新・医療プラン 基本型・長期療養収入補償制度】Step1・2へお進みください。
【ケガ入通院プラン】就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態・健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

現在の就業状態

本人

- ・ 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

現在の健康状態

配偶者・子ども

- ・ 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

Step2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

あんしん

過去12カ月以内の健康状態

- ・ 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

新・医療プラン 追加給付型 新・医療プラン 基本型 長期療養収入補償制度

過去3カ月以内の健康状態

- ・ 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。
- (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去2年以内の健康状態

- ・ 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
- (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

【別表】

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

<あんしん・新・医療プラン 追加給付型・新・医療プラン 基本型の場合>

- ・ 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<新・医療プラン 基本型の場合>

- ・ 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

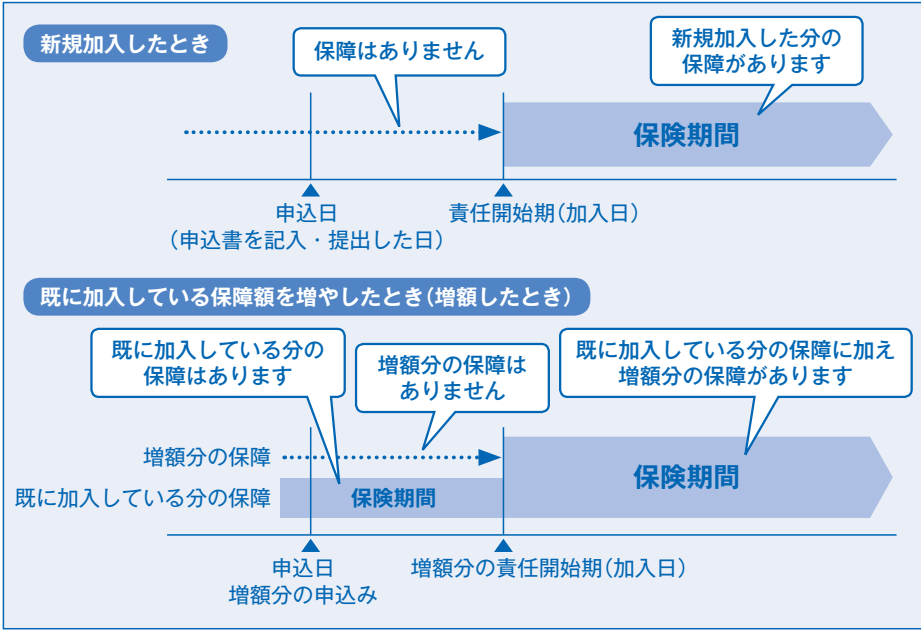
3 責任開始期（加入日）について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点責任開始期（加入日）といい、右記の通り、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。

高度障害保険金、給付金等は、責任開始期（加入日）以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた（入院をされた）ときにお支払いします。責任開始期（加入日）前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

＜あんしん・新・医療プラン 追加給付型・新・医療プラン 基本型の場合＞

◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期（加入日）からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。



4 保険金・給付金の請求について

- ◎保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◎被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- ◎死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

- ◎お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)
この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。
 - ◎ご照会・ご相談窓口等
 - 指定紛争解決機関
この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
 - 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。
- 上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.27**
- 告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 **P.4**

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認くださいたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）や保険料

◎主な保障内容

保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。



※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

◎保 険 料【控除方法】

毎月の給与から控除します。(初回は10月分給与より)

3 配当金

◎配当金の対象となる商品(下記以外の保険は無配当保険ですので、配当金はありません。)



あんしん・新・医療プラン 追加給付型は、1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

【あんしん】【新・医療プラン 追加給付型】【新・医療プラン 基本型】
明治安田生命保険相互会社

【ケガ入通院プラン】【長期療養収入補償制度】
明治安田損害保険株式会社

③ あんしん

【保険期間】2021年10月1日(金)～2022年9月30日(金)



加入対象者

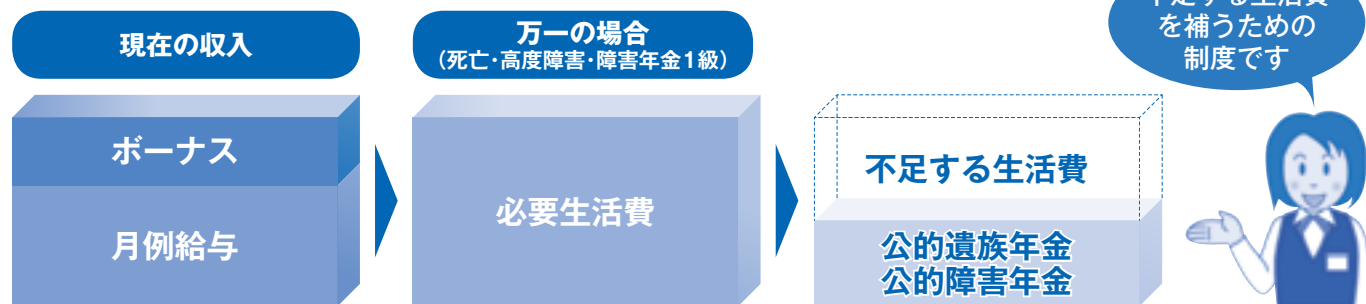


保障内容等(契約概要部分)

- **死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。**
- **一時金でのお受け取りも可能です。**
- **重い障害が残った場合、障害保険金・障害初期給付金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。**
- **1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。**

制度の主旨

組合員に万一(死亡・高度障害・障害年金1級)のことがあった場合、公的遺族年金や公的障害年金を補完する生活維持資金の給付を行います。



●公的遺族年金イメージ

本人年齢(歳)	家族構成	平均月額給与	必要生活費	公的遺族年金合計額	不足額
25	独身	約 288,680 円	約 144,340 円	約 35,723 円	約 108,617 円
31	配偶者	約 341,234 円	約 170,617 円	約 39,998 円	約 130,619 円
36	配偶者・子二人	約 385,942 円	約 289,457 円	約 146,149 円	約 143,307 円
41	配偶者・子二人	約 436,797 円	約 327,598 円	約 149,818 円	約 177,780 円
46	配偶者・子二人	約 471,795 円	約 353,846 円	約 152,852 円	約 200,995 円
53	配偶者	約 502,516 円	約 376,887 円	約 102,558 円	約 274,329 円
56	配偶者	約 502,516 円	約 376,887 円	約 103,643 円	約 273,244 円
平均		約 418,497 円	約 291,376 円	約 104,392 円	約 186,984 円

※「総務省 平成31年度 地方公務員給与の実態」＜都道府県＞高等学校教育職、小・中学校教育職＞学歴計の平均値より当社試算
上記の金額はモデル例であり実際の金額は所得額や家族構成等により異なります。

●公的障害年金イメージ

本人年齢(歳)	家族構成	平均月額給与	必要生活費	公的障害年金合計額	不足額
25	独身	約 288,680 円	約 288,680 円	約 140,966 円	約 147,714 円
31	配偶者	約 341,234 円	約 341,234 円	約 166,833 円	約 174,401 円
36	配偶者・子二人	約 385,942 円	約 385,942 円	約 210,193 円	約 175,749 円
41	配偶者・子二人	約 436,797 円	約 436,797 円	約 216,307 円	約 220,490 円
46	配偶者・子二人	約 471,795 円	約 471,795 円	約 221,363 円	約 250,432 円
53	配偶者	約 502,516 円	約 502,516 円	約 189,668 円	約 312,848 円
56	配偶者	約 502,516 円	約 502,516 円	約 191,477 円	約 311,039 円
平均		約 418,497 円	約 418,497 円	約 190,972 円	約 227,525 円

※「総務省 平成31年度 地方公務員給与の実態」＜都道府県＞高等学校教育職、小・中学校教育職＞学歴計の平均値より当社試算
上記の金額はモデル例であり実際の金額は所得額や家族構成等により異なります。

意向確認【ご加入前のご確認】

あんしんは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

制度のしくみ

この事業は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。



※配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(ただし、新・医療プラン 基本型、ケガ入通院プラン、長期療養収入補償制度については、配当金はありません)

申込コース	本 人				
	死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）のとき				障害年金1級、2級のとき
	年金原資 【死亡・高度障害・障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (初年度) (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	【障害初期給付金】 (万円)
A	2,100	22	5.7	2,332	210.0
B	1,700	20	5.2	1,865	170.0
C	1,300	15	5.7	1,387	130.0
D	900	10	6.3	934	90.0
E	500	5	7.6	505	50.0
S	300	5	4.5	303	30.0
V	4,000	22	11.0	4,442	400.0
W	3,400	20	10.5	3,731	340.0
X	2,600	15	11.4	2,774	260.0
Y	1,800	10	12.7	1,869	180.0
Z	1,000	5	15.3	1,010	100.0

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

・年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

障害特約についての注意事項



- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金がお支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金がお支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

配偶者	
申込金額（万円）	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】（年金原資） （万円）
800	800
600	600
400	400
200	200

こども	
申込金額（万円）	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】 （万円）
200	200
100	100

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

- !

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険者です。
 - 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。
 - 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合があります。
 - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの[※]
※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

掛金

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

◎掛金

本人								
申込 コース	性別	月払掛金（円）						
		年齢【保険年齢】（生年月日）						
		18～35歳 (1986.4.2～ 2004.4.1)	36～40歳 (1981.4.2～ 1986.4.1)	41～45歳 (1976.4.2～ 1981.4.1)	46～50歳 (1971.4.2～ 1976.4.1)	51～55歳 (1966.4.2～ 1971.4.1)	56～60歳 (1961.4.2～ 1966.4.1)	61～64歳 (1957.4.2～ 1961.4.1)
A	男性	2,926	3,493	4,291	5,698	8,113	11,767	17,353
	女性	2,401	3,220	3,577	4,606	6,034	7,672	9,898
B	男性	2,382	2,841	3,487	4,626	6,581	9,539	14,061
	女性	1,957	2,620	2,909	3,742	4,898	6,224	8,026
C	男性	1,838	2,189	2,683	3,554	5,049	7,311	10,769
	女性	1,513	2,020	2,241	2,878	3,762	4,776	6,154
D	男性	1,294	1,537	1,879	2,482	3,517	5,083	7,477
	女性	1,069	1,420	1,573	2,014	2,626	3,328	4,282
E	男性	750	885	1,075	1,410	1,985	2,855	4,185
	女性	625	820	905	1,150	1,490	1,880	2,410
S	男性	478	559	673	874	1,219	1,741	2,539
	女性	403	520	571	718	922	1,156	1,474
V	男性	5,510	6,590	8,110	10,790	15,390	22,350	32,990
	女性	4,510	6,070	6,750	8,710	11,430	14,550	18,790
W	男性	4,694	5,612	6,904	9,182	13,092	19,008	28,052
	女性	3,844	5,170	5,748	7,414	9,726	12,378	15,982
X	男性	3,606	4,308	5,296	7,038	10,028	14,552	21,468
	女性	2,956	3,970	4,412	5,686	7,454	9,482	12,238
Y	男性	2,518	3,004	3,688	4,894	6,964	10,096	14,884
	女性	2,068	2,770	3,076	3,958	5,182	6,586	8,494
Z	男性	1,430	1,700	2,080	2,750	3,900	5,640	8,300
	女性	1,180	1,570	1,740	2,230	2,910	3,690	4,750

配偶者								
申込 金額（万円）	性別	月払掛金（円）						
		年齢【保険年齢】（生年月日）						
		18～35歳 (1986.4.2～2004.4.1)	36～40歳 (1981.4.2～1986.4.1)	41～45歳 (1976.4.2～1981.4.1)	46～50歳 (1971.4.2～1976.4.1)	51～55歳 (1966.4.2～1971.4.1)	56～60歳 (1961.4.2～1966.4.1)	61～64歳 (1957.4.2～1961.4.1)
800	男性	1,000	1,168	1,448	1,944	2,776	4,032	6,096
	女性	784	1,056	1,192	1,568	2,056	2,608	3,408
600	男性	750	876	1,086	1,458	2,082	3,024	4,572
	女性	588	792	894	1,176	1,542	1,956	2,556
400	男性	500	584	724	972	1,388	2,016	3,048
	女性	392	528	596	784	1,028	1,304	1,704
200	男性	250	292	362	486	694	1,008	1,524
	女性	196	264	298	392	514	652	852

子ども		
申込金額（万円）	月払掛金（円）	
200	140	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳（1999.4.2～2019.4.1）
100	70	

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：70円
- ・記載のない年齢の方の掛金は、引受会社までお問合せください。

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。

- !

以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。
- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金・給付金の不法取得目的があって無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
 - 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき（増額はその増額部分について）
 - 高度障害保険金について
 - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

4

新・医療プラン 基本型

【保険期間】2021年10月1日(金)～2022年9月30日(金)



加入対象者

本人

配偶者

意向確認【ご加入前のご確認】

新・医療プラン 基本型は、病気や不慮の事故による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)

- 病気や不慮の事故で、継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。

【新・災害入院特約、疾病入院特約(2001)、入院給付金日額1,000円・2,000円・3,000円・4,000円】

保障内容	本 人・配偶者			
	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円
災害で継続して5日以上入院のとき 【入院給付金】 《新・災害入院特約より》	日額 1,000 円 × (入院日数－4日)	日額 2,000 円 × (入院日数－4日)	日額 3,000 円 × (入院日数－4日)	日額 4,000 円 × (入院日数－4日)
病気で継続して5日以上入院のとき 【入院給付金】 《疾病入院特約(2001)より》	日額 1,000 円 × (入院日数－4日)	日額 2,000 円 × (入院日数－4日)	日額 3,000 円 × (入院日数－4日)	日額 4,000 円 × (入院日数－4日)
所定の集中治療室管理を受けられたとき 【集中治療給付金】 《疾病入院特約(2001)より》	日額 1,000 円 × 集中治療室管理日数	日額 2,000 円 × 集中治療室管理日数	日額 3,000 円 × 集中治療室管理日数	日額 4,000 円 × 集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき 【手術給付金】 《疾病入院特約(2001)より》	手術の種類に応じて 1・2・4 万円	手術の種類に応じて 2・4・8 万円	手術の種類に応じて 3・6・12 万円	手術の種類に応じて 4・8・16 万円
給付倍率 40 倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して 30 日以上入院したとき 【手術後療養給付金】 《疾病入院特約(2001)より》	1 回の手術につき 1 万円	1 回の手術につき 2 万円	1 回の手術につき 3 万円	1 回の手術につき 4 万円
死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 《無配当定期保険(Ⅱ型)より》	12.5 万円	25 万円	37.5 万円	50 万円

保険金・給付金のお支払いに関するご注意

- ！ 保険金・給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。
- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
 - 入院給付金、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限ります。
 - 各給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度日数・回数		備考
		通算	
入院給付金(災害)	同一の事故につき 120日	1,095日	不慮の事故により、事故のその日を含めて180日以内に入院した場合にお支払いします。
入院給付金(疾病)	1回の入院につき 120日	1,095日	三大疾病の治療を目的とする入院の場合はお支払日数の限度はありません。
集中治療給付金	—	120日	集中治療給付金をお支払いする日数を通算して120日が限度です。
手術給付金	—	—	お支払回数には限度はありません。
手術後療養給付金	—	—	

入院については、参照ページの「【入院について】」の項目をご覧ください。 P.23

- 疾病の発生(発病)には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- 保険金・給付金の受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
高度障害保険金および各給付金：被保険者

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.24

掛金

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

- ◎ 月額掛金 <保険期間1年、集団扱月払>
【新・災害入院特約、疾病入院特約(2001)、入院給付金日額1,000円・2,000円・3,000円・4,000円】

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者							
	男 性				女 性			
	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円
18 ～ 20 歳 (2001.4.2 ～ 2004.4.1)	344 円	688 円	1,032 円	1,376 円	341 円	682 円	1,023 円	1,364 円
21 ～ 25 歳 (1996.4.2 ～ 2001.4.1)	357 円	714 円	1,071 円	1,428 円	352 円	704 円	1,056 円	1,408 円
26 ～ 30 歳 (1991.4.2 ～ 1996.4.1)	372 円	744 円	1,116 円	1,488 円	369 円	738 円	1,107 円	1,476 円
31 ～ 35 歳 (1986.4.2 ～ 1991.4.1)	385 円	770 円	1,155 円	1,540 円	382 円	764 円	1,146 円	1,528 円
36 ～ 40 歳 (1981.4.2 ～ 1986.4.1)	405 円	810 円	1,215 円	1,620 円	402 円	804 円	1,206 円	1,608 円
41 ～ 45 歳 (1976.4.2 ～ 1981.4.1)	436 円	872 円	1,308 円	1,744 円	430 円	860 円	1,290 円	1,720 円
46 ～ 50 歳 (1971.4.2 ～ 1976.4.1)	518 円	1,036 円	1,554 円	2,072 円	508 円	1,016 円	1,524 円	2,032 円
51 ～ 55 歳 (1966.4.2 ～ 1971.4.1)	578 円	1,156 円	1,734 円	2,312 円	560 円	1,120 円	1,680 円	2,240 円
56 ～ 60 歳 (1961.4.2 ～ 1966.4.1)	677 円	1,354 円	2,031 円	2,708 円	643 円	1,286 円	1,929 円	2,572 円
61 ～ 65 歳 (1956.4.2 ～ 1961.4.1)	889 円	1,778 円	2,667 円	3,556 円	827 円	1,654 円	2,481 円	3,308 円
66 ～ 70 歳 (1951.4.2 ～ 1956.4.1)	1,234 円	2,468 円	3,702 円	4,936 円	1,136 円	2,272 円	3,408 円	4,544 円

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。

- ！ 以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。
- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
 - 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
 - 高度障害保険金について
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - 入院給付金、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金について
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.21

保障内容等(契約概要部分)

- この保険は、病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

入院給付金日額	本 人	2,000 円	3,000 円	5,000 円	8,000 円	10,000 円
	配 偶 者	2,000 円	3,000 円	5,000 円		
	こ ど も	2,000 円	3,000 円	5,000 円		

保障内容	お支払保険金額
病気やケガで、 継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	入院給付金日額×入院日数

給付金のお支払いに関するご注意

- !

入院には、主に以下のような支払要件や制限事項があります。
- お支払いの対象となる入院は、加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により、保険期間中に治療を目的としたものであることを要します。
この保険の加入日前に発生した原因による入院や、加入日前からの入院は、お支払いの対象となりません。
※ただし、この保険の加入日から2年経過した後に入院を開始した場合は、加入日前の原因による場合でもお支払いします。
 - 同一の原因により、継続して2日以上入院したとき、入院給付金をお支払いします。
ただし、1回の入院では124日、他の回の入院も通算して700日がお支払日数の限度です。
※本人について、通算支払日数限度である700日に到達した場合は脱退となり、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。
なお、お支払事由に該当する入院中に保険が満了となった場合、満了後のその入院は保険期間中の入院とみなし、お支払いの対象となります。
 - 給付金の受取人は次の通りです。
入院給付金：主契約の被保険者

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.23

掛金

記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

◎月額掛金

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			本 人	
	2,000 円	3,000 円	5,000 円	8,000 円	10,000 円
18 ～ 20 歳 (2001.4.2 ～ 2004.4.1)	508 円	762 円	1,270 円	2,032 円	2,540 円
21 ～ 25 歳 (1996.4.2 ～ 2001.4.1)	632 円	948 円	1,580 円	2,528 円	3,160 円
26 ～ 30 歳 (1991.4.2 ～ 1996.4.1)	718 円	1,077 円	1,795 円	2,872 円	3,590 円
31 ～ 35 歳 (1986.4.2 ～ 1991.4.1)	746 円	1,119 円	1,865 円	2,984 円	3,730 円
36 ～ 40 歳 (1981.4.2 ～ 1986.4.1)	756 円	1,134 円	1,890 円	3,024 円	3,780 円
41 ～ 45 歳 (1976.4.2 ～ 1981.4.1)	840 円	1,260 円	2,100 円	3,360 円	4,200 円
46 ～ 50 歳 (1971.4.2 ～ 1976.4.1)	982 円	1,473 円	2,455 円	3,928 円	4,910 円
51 ～ 55 歳 (1966.4.2 ～ 1971.4.1)	1,254 円	1,881 円	3,135 円	5,016 円	6,270 円
56 ～ 60 歳 (1961.4.2 ～ 1966.4.1)	1,626 円	2,439 円	4,065 円	6,504 円	8,130 円
61 ～ 65 歳 (1956.4.2 ～ 1961.4.1)	2,228 円	3,342 円	5,570 円	8,912 円	11,140 円
66 ～ 69 歳 (1952.4.2 ～ 1956.4.1)	3,144 円	4,716 円	7,860 円	12,576 円	15,720 円

年齢【保険年齢】 (生年月日)	こども		
	2,000 円	3,000 円	5,000 円
0 ～ 22 歳 (1999.4.2 以降に生まれた方)	522 円	783 円	1,305 円

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

つぎの場合には、給付金のお支払いはできません。

- !

以下のような場合には、給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。
- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
 - 入院給付金について
 - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.21

⑥ ケガ入通院プラン

【保険期間】2021年10月1日(金)～2022年9月30日(金)



加入対象者



保障内容等(契約概要部分)・掛金

掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。

こんな時に補償されます。



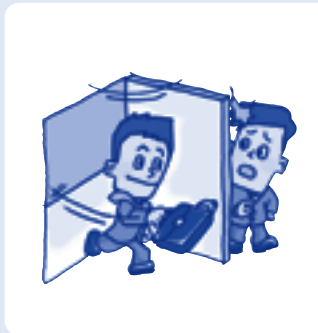
車にはねられケガをした



階段でころんでケガをした



自転車でころんでケガをした



職場でドアにぶつかりケガをした

補償概要・補償項目		本人・配偶者		子ども
		X コース	Y コース	Z コース
傷 害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 4,500円	日額 3,000円	日額 2,500円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)(状況により) [手術保険金]	2.25 または 4.5万円	1.5 または 3万円	1.25 または 2.5万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 3,000円	日額 2,000円	日額 1,500円
月 額 掛 金		1,250円	830円	640円

補償内容の詳細については、参照ページをご確認ください。

P.22

意向確認【ご加入前のご確認】

ケガ入通院プランは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害を原因とする場合に限りします。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行う治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません)。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行い、お支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても限定的にお支払いの対象となります。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靱(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位*を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
※ 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りします) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りします)。
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.22

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 入院保険金、手術保険金、通院保険金について
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ・地震・噴火またはこれらによる津波による事故
 - ・頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの
 - ・山岳登山(ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
 - ・法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害

など

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.21

「急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)」とは

転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害(ケガ)」をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

- 「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
- 外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。

7

長期療養収入補償制度

【保険期間】2021年10月1日(金)～2022年9月30日(金)



加入対象者

本人

意向確認【ご加入前のご確認】

長期療養収入補償制度は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

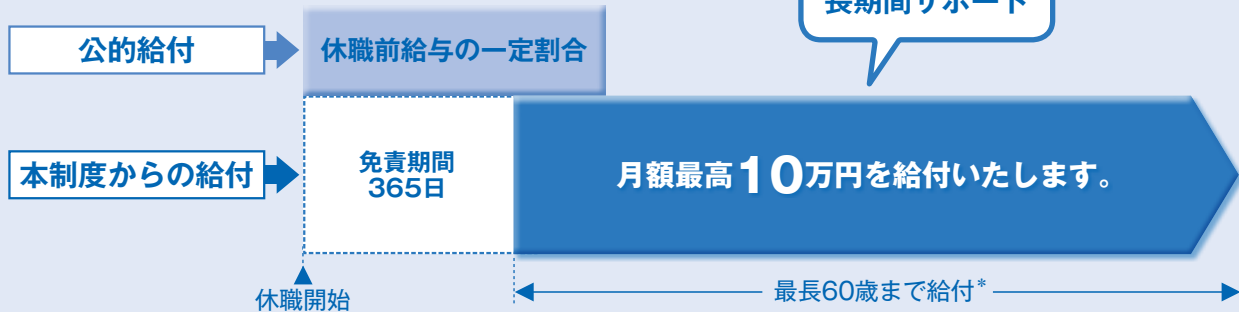
保障内容等(契約概要部分)・掛金

掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害となった場合、保険金をお支払いします。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

給付のしくみ 保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで長期休職となった場合



* 55～64歳の方は3年が限度です。
* 所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

◎月額掛金

年齢【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性			女 性		
			保険金月額 5万円 (5コース)	保険金月額 10万円 (10コース)	保険金月額 15万円 (15コース)	保険金月額 5万円 (5コース)	保険金月額 10万円 (10コース)	保険金月額 15万円 (15コース)
15～24歳 (1996.10.2～2006.10.1)	365日	60歳	476円	953円	1,429円	319円	638円	957円
25～29歳 (1991.10.2～1996.10.1)			492円	985円	1,477円	410円	820円	1,230円
30～34歳 (1986.10.2～1991.10.1)			532円	1,064円	1,596円	539円	1,078円	1,617円
35～39歳 (1981.10.2～1986.10.1)			641円	1,282円	1,923円	782円	1,565円	2,347円
40～44歳 (1976.10.2～1981.10.1)			915円	1,831円	2,746円	1,202円	2,404円	3,606円
45～49歳 (1971.10.2～1976.10.1)			1,230円	2,460円	3,690円	1,591円	3,182円	4,773円
50～54歳 (1966.10.2～1971.10.1)	3年	3年	1,432円	2,865円	4,297円	1,708円	3,416円	5,124円
55～59歳 (1961.10.2～1966.10.1)			1,427円	2,855円	4,282円	1,507円	3,014円	4,522円
60～64歳 (1956.10.2～1961.10.1)			2,468円	4,936円	7,404円	2,308円	4,617円	6,925円

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
・掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

補償内容や就業障害等の詳細については、参照ページをご確認ください。

P.25

保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払の対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.25

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
- 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害
- 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害
- 精神病的障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)
- 脱退後に開始した就業障害

など

※この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害については補償の対象となります。ただし、この特約による保険金の支払は、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害

F04～F09、F20～F51、F53、F59～F63、F68～F69、F84～F89、F91～F92、F95

(例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害など

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.21

⑧ ご注意いただきたいこと



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	21
保険金・給付金をお支払いできない場合について	21
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	21
あんしん	21
ケガ入通院プラン	22
新・医療プラン 追加給付型	23
新・医療プラン 基本型	24
長期療養収入補償制度	25
その他の	26

高度障害状態について 高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

あんしん・新・医療プラン 基本型

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

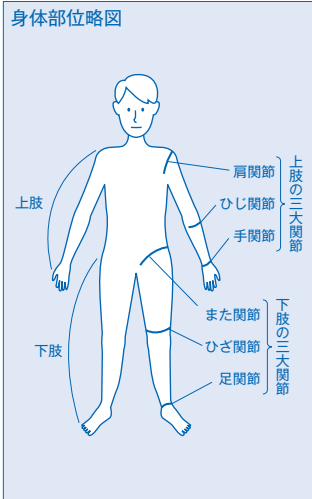
- (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



保険金・給付金をお支払いできない場合について

あんしん・ケガ入通院プラン・新・医療プラン 追加給付型・新・医療プラン 基本型・長期療養収入補償制度

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由[®]に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注長期療養収入補償制度を除く)、●その他上記と同等の事由があったとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

あんしん

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

障害保険金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害保険金額 (死亡保険金額と同額)
障害初期給付金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害初期給付金額 (死亡保険金額の1割相当) ※更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。

【障害保険金・障害初期給付金】(障害特約について)

- ※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。
- ※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。
- ※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。
- ※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金もしくは障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。
 - ①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合
 - ②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合
 - ③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

障害保険金・障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金1級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢のすべての指を欠くもの
5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
8. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金2級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
4. しゃくの機能を欠くもの
5. 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
6. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
7. 両下肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
8. 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
9. 1上肢のすべての指を欠くもの
10. 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11. 両下肢のすべての指を欠くもの
12. 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
13. 1下肢を足関節以上で欠くもの
14. 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金 障害保険金 障害初期給付金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人等の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

ケガ入通院プラン

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害を原因とする場合に限りです。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行う治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法という医師を指します（鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません）。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行い、お支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても限定的にお支払いの対象となります。
- 医師の指示がなく本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靱（じん）帯損傷等の傷害を被った特定の部位*を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギブスシーネ・ギブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの（胸部固定帯、胸骨固定帯、肋（ろっ）骨固定帯、サポーター等は含みません。）を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
 - ※1. 長管骨または脊柱
 - 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りです。）
 - 3. 肋骨・胸骨（ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りです。）
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 保険金受取人は被保険者本人です。

保険金・給付金のお支払いできない場合について		
次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）		
項目	お支払いできない主な場合	
入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●戦争・暴動（テロ行為を除く）による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合 ●頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見）のないもの ●山岳登山（ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など

新・医療プラン 追加給付型		
保険金・給付金のお支払いについて		
項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。

- 【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
注被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
 - 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含む）による治療（柔道整復師による施術を含む）が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
注治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
 - 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）または、同等の日本国外にある医療施設
注・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存（モルヒネ、コカイン中毒等）等による入院は給付金支払の対象となりません。
- 【転入院または再入院された場合】
- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。
- 【2回以上入院された場合】
- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。
- 【入院中に保険期間が満了した場合】
- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。
- 【1回の入院開始の原因が複数である場合】
- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
 - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

保険金・給付金のお支払いできない場合について	
次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）	
項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震・噴火、津波または戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

新・医療プラン 基本型		
保険金・給付金のお支払いについて		
<主契約からの給付>		
項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

- <特約（新・災害入院特約・疾病入院特約（2001））からの給付>
- 加入日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害により、その特約の保険期間中に被保険者がつぎの「お支払いする場合」に該当したときは、給付金をお支払いします。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金 （新・災害入院特約より）	不慮の事故で継続して5日以上入院されたとき	入院給付金日額×（入院日数－4日）をお支払いします。 ※同一事故による入院は120日分、通算1,095日分がお支払限度です。
入院給付金 （疾病入院特約（2001）より）	病気で継続して5日以上入院されたとき	入院給付金日額×（入院日数－4日）をお支払いします。 ※1回の入院は120日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払限度の対象外です。
集中治療給付金 （疾病入院特約（2001）より）	病気または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理を受けられたとき	集中治療室管理1日につき、入院給付金日額と同額をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。
手術給付金 （疾病入院特約（2001）より）	病気または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられたとき	手術1回につき、入院給付金日額×（対象となる手術の種類に対する給付倍率）をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
手術後療養給付金 （疾病入院特約（2001）より）	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、手術の日から継続して30日以上入院されたとき	手術1回につき、手術を受けた日の入院給付金日額×10をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。

- 次の3つの入院は、疾病入院特約（2001）による入院給付金のお支払対象となります。
 - ①加入日以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
 - ②加入日以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - ③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院
- 新・災害入院特約による入院給付金と疾病入院特約（2001）による入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害による入院給付金のみをお支払いします。
- 【入院について】【転入院または再入院された場合】【2回以上入院された場合】については、新・医療プラン 追加給付型の記載を参照ください。
- 【入院中に保険期間が満了した場合】
 - 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了（高度障害で保険期間が満了した場合を含む）し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。
- 「三大疾病」「所定の集中治療室管理」「所定の手術」については、「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。

- <ご注意>
- 【三大疾病の治療を目的とした入院について】
- 三大疾病の治療を目的とした入院については、入院給付金のお支払制限（1入院120日、通算1,095日）はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

悪性新生物・ 上皮内新生物 （がん・上皮内がん）	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
	2. 消化器の悪性新生物	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	15. 独立した（原発性）多部位の悪性新生物
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	16. 上皮内新生物
	7. 乳房の悪性新生物	17. 真正赤血球増加症＜多血症＞、骨髓異形成症候群、慢性骨髓増殖性疾患、本態性（出血性）血小板血症
	8. 女性生殖器の悪性新生物	18. ランゲルハンス細胞組織球症
	9. 男性生殖器の悪性新生物	
	10. 腎尿路の悪性新生物	
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

- 対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含みます。
- 「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。（総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。）

ご注意
いた
だ
き
た
い
し
て

保険金・給付金のお支払いできない場合について	
次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)	
項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
新・災害入院特約、および疾病入院特約(2001)の給付金	●入院給付金、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金に関しては、被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき(疾病入院特約(2001)の場合) ●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為によるとき ●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●入院給付金、集中治療給付金に関しては、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないとき

長期療養収入補償制度	
保険金・給付金のお支払いについて	
項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき

【補償対象期間について】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(366日目)	満60歳に達した日*
満55歳以上の方		3年を限度*

- ※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。
●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

- 就業障害とは、下記の状態をいいます。
1. 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
(イ)その身体障害の治療のため、入院していること
(ロ)(イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
(ハ)(イ)(ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
2. 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。
また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。
なお、所得喪失率は、

1－
$$\frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$
で算出されます。

- 病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。
*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。
①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払の対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いします。(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。

保険金・給付金のお支払いできない場合について	
次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。	
項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病的障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。) ●脱退後に開始した就業障害
など	

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害については補償の対象となります。ただし、この特約による保険金の支払は、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD－10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害 F04～F09、F20～F51、F53、F59～F63、F68～F69、F84～F89、F91～F92、F95 例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害など

その他	
補償の重複について	
長期療養収入補償制度	
ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。 【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】	
今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険
被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について	
新・医療プラン 基本型	
●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情注がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。 注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たがりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。 ●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。 1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実を確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。 ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方 イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く) *保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。 *保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。 ●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。 ●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。 ●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。 ●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。 ●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。 ●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。 ●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。	

ケガ入通院プラン・長期療養収入補償制度	
ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。 ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。) ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族 ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。	
保険金・給付金のご請求について	
あんしん・新・医療プラン 追加給付型・新・医療プラン 基本型	
保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。	

ご注意ください

ケガ入通院プラン・長期療養収入補償制度
事故が発生したときは、事故の発生の日 ^注 からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。 正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。 ^注 下線部分について 【長期療養収入補償制度】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」となります。

社員権について
相互会社においては、契約者が「社員（構成員）」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者（被保険者）や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について
長期療養収入補償制度 告知の大切さについて、ご確認ください。 ●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務（告知義務）があります。 ●ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。 ●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時 [※] からその日を含めて1年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時 [※] から1年を経過していても、保険期間開始時 [※] からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。 ※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。 ●ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。 ●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。 ●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするをを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。 ●新たなご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。 ●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口（0120－661－320、受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00）までご連絡ください。

保険契約の解除について
ケガ入通院プラン・長期療養収入補償制度 【重大事由による解除について】 保険金を取得する目的で事故や就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。 【被保険者による保険契約の解除請求について】 被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について
あんしん・新・医療プラン 追加給付型・新・医療プラン 基本型 【ご照会・ご相談窓口】 ●制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。 ●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。 ●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス[https://www.seiho.or.jp/]） ●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ケガ入通院プラン・長期療養収入補償制度
【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。 【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】 損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。 明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室 0120－255－400（フリーダイヤル（無料）） 受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。） 【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）】 引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570－022808（ナビダイヤル（有料）） 受付時間：午前9時15分～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。） 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 （https://www.sonpo.or.jp/）

保護機構について
●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「https://www.seihohogo.jp/」をご覧ください。 【ケガ入通院プラン】 ●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。 【長期療養収入補償制度】 ●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

取扱代理店
ケガ入通院プラン・長期療養収入補償制度 明治安田ライフプランセンター株式会社 電話番号：03-5952-1061 明治安田生命保険相互会社 電話番号：092-452-8080

⑨ 退職後の取扱い

※ご退職後の取扱いについては、ご退職前に再度手続き等のご案内を致します。詳細については、退職時に配布されるパンフレットをご一読ください。

退職後制度概要

在職中に加入している制度のみ加入できます。

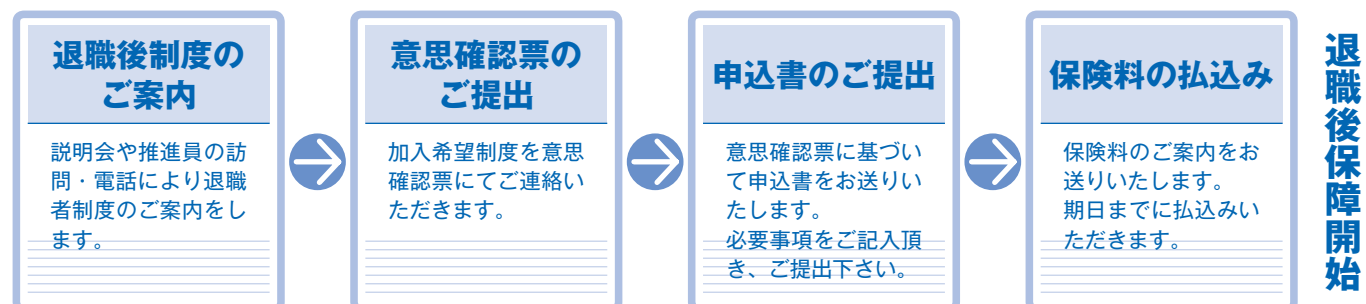
※④の普通傷害保険は在職中に「ケガ入通院プラン」に加入していなくても入れます。

在 職 中		退 職 後	保険期間
「あんしん」	→	① 死亡・高度障害保障 リレー定期	80歳
新・医療プラン 基本型	→	② 医 療 保 障 退職後医療プラン	80歳
新・医療プラン 追加給付型	→	③ 医 療 保 障 退職後無配当医療保険	80歳
ケガ入通院 プラン	→	④ 傷 害 ・ 賠 償 責 任 普通傷害保険	加入後 10年間

※リレー定期の保険金額は現在の加入保険金額以下となります。

※記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

退職後お手続きの流れ



佐賀県高等学校教職員組合 御中
(FAX番号0952-31-7713)

年 月 日

高教組「あんしん」FAX連絡票

【個人情報のお取扱いについて】

本FAX連絡票に記載の個人情報は、保険制度運営等のために、佐賀県高等学校教職員組合および生命保険会社の事務幹事会社の間で相互提供致します。

【個人情報の利用目的】

本FAX連絡票に記載の個人情報については、佐賀県高等学校教職員組合および同組合が保険契約を締結する生命保険会社が以下の目的で使用いたします。

生命保険会社の事務幹事会社(明治安田生命保険相互会社)の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

佐賀県高等学校教職員組合

・本保険の加入案内

生命保険会社

・各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い

・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

・その他保険に関連・付随する業務

上記の【個人情報のお取扱いについて】に同意いたします。

〈内容〉		(申出者)	学校名	氏 名
説明希望	あ り ・ な し			
現在加入	あ り ・ な し			
問い合わせ 内 容	請 求	入 院 ・ 手 術 ・ 死 亡 ・ そ の 他 ()		
	加入内容 の照会	あんしん・医療・傷害・長期療養補償		
その他内容	(詳細)			

丸印で囲んでください。

〈ご連絡先〉

学校名	電話番号	()
連絡先がご自宅の場合は記入ください。	(住所) 〒	電話番号 ()

☆現在の加入内容・請求等のお電話での問い合わせは、下記までお願いします。

佐賀県高等学校教職員組合

連絡先電話番号 TEL.0952-31-7711

退職後の取扱い

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。

一死亡保険金（給付金）受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

【新・医療プラン 追加給付型】

「医療保障保険契約内容登録制度」について～あなたのご契約内容が登録されます～

明治安田生命保険相互会社（以下、「明治安田生命」といいます。）は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型・個人型）契約（以下「医療保障保険契約」といいます。）のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、明治安田生命の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、明治安田生命は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

明治安田生命の医療保障保険契約に関する登録事項については、明治安田生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、明治安田生命の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がとれずに登録事項が取扱われている場合、明治安田生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、明治安田生命コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。

- 【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類（無配当団体医療保険、医療保障保険（団体型・個人型））
(3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額
(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型）の場合、契約者名
(6)保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、契約者の住所（市・区・郡までとします。） (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

お問い合わせ先

◎制度内容に関するお問い合わせ

佐賀県高等学校教職員組合
0952-31-7711

〒849-0916 佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木227-1

◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 九州・沖縄公法人部法人営業部
092-452-8080

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2-20-1 大博多ビル4階